

がん具刃物類を販売されています皆さまへ

ナイフを使用した凶悪な犯罪が社会問題となっております。
青少年の非行を防止し、青少年を健全に育成していくためには、営業者の皆様の御理解と御協力が不可欠です。
青少年の健全な育成に関する条例の遵守と自主的な営業努力をお願いします。



青少年の健全な育成に関する条例

有害がん具刃物類の販売等の制限（条例第14条の2）

京都府が指定した有害がん具刃物類を青少年（18歳未満）へ販売、貸し付けすることは禁止されています。

これまでに指定した有害がん具刃物類 裏面参照

がん具刃物類に係る努力義務（条例第14条）

形状、構造又は機能が、人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるがん具刃物類は、青少年（18歳未満）に販売、貸し付けしないよう努めなければなりません。

お願い

有害がん具刃物類の販売時には、年齢確認を徹底してください。

青少年がナイフ・包丁等の刃物類を購入しようとした場合、次の点に御留意いただきますようお願いいたします。

- ・年齢を確認してください。
- ・使用目的や保護者の同意等の有無を確認してください。
- ・ナイフ、包丁等の刃物を正当な理由なく携帯することは、法律で禁止されていることを伝えてください。（銃砲刀剣類所持等取締法等違反）

店内においては、次の取組をお願いします。

- ・盗難防止の措置を講じてください。
- ・店頭などに次のような表示をしてください。

表示例

青少年健全育成協力店

この店では、青少年（18歳未満の方）に対して危険ながん具・刃物類は販売しません。



（業界団体名又は営業者氏名）

京 都 府

このチラシについてのお問い合わせは府民生活部青少年課まで
電話 075(414)4305 FAX 075(414)4303 E-mail seisho@pref.kyoto.lg.jp

これまでに指定した有害がん具刃物類

品名	形状	構造・機能
いわゆる大人のおもちゃ 模造刀		銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第17条の4に規定する刀又はあいくちに著しく類似する形態を有するもの
モデルガン		金属で作られ、かつ、けん銃に著しく類似する形態を有する物で、銃腔部分を金属で完全に閉そくされているもの
がん具手錠		金属又はプラスチックで堅固に作られ、手の自由を拘束することが可能なもの
シーナイフ		海洋等で用いられ、ゴム製サック型式の刃物
インディアンナイフ		登山、キャンプ等で用いられ、皮製サック型式のつばつき刃物
あいくち		刃渡り15センチメートル未満のあいくち
飛出しナイフ		自動的に45度以上に開刃する刃渡り5.5センチメートル以下の刃物で固定装置を有しないもの
サバイバルナイフ		金属、木等を切る鋸刃 <small>のこぎり</small> を備えた皮製サック型式の刃物
バタフライナイフ		柄の部分が二つに分かれて、それぞれの柄を回転することにより開刃するもので、刃体と柄を直線に固定することができるもの
ダガーナイフ		鑢 <small>しのぎ</small> を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの

品名	形状	構造	機能
がん具銃		銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第1項に規定するけん銃、小銃、機関銃、猟銃等の形を模したもので、圧縮空気若しくは圧縮ガスの力を利用し、又はバネの反動力を利用して弾丸を発射させるもの	当該がん具銃用の弾丸等を装填し発射した場合において、発射された弾丸等の有する単位面積当たりの運動エネルギーが銃口の直前で0.07重量キログラムメートル毎平方センチメートル以上のもの
スリングショット		腕あてで固定し、握りから角状に出る2本の棒に取り付けられたゴムの弾力を利用して弾丸等を発射させるもの	当該スリングショットのゴムを最大限に近い状態に引き伸ばし、弾丸等を発射した場合において、発射された弾丸等の有する発射直後の単位面積当たりの運動エネルギーが0.07重量キログラムメートル毎平方センチメートル以上のもの

注 がん具銃（通称：エアガン）及びスリングショットの機能は、銃口等から約3メートルの距離にある四隅を支え持った状態の新聞紙5枚以上を貫通する威力を有するものに相当します。

7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間です